## 【参考】暴力被害から医療従事者を守る法律

・ 医療従事者や患者に対して殴る・蹴る・胸倉を掴む等の暴力行為をする<刑法 208 条 暴行罪>

上記、暴力行為により負傷させる <刑法 204条 傷害罪>

- ・ 院内の設備や備品を破壊する <刑法 261 条 器物損壊罪>
- ・ 医療従事者や患者に暴言を浴びせる <刑法 231 条 侮辱罪>
- ・ わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居直り続けて業務を妨害する <刑法 234 条 威力業務妨害罪>
- ・「お前らただじゃすまないぞ」等脅迫的暴言を吐く <刑法 222 条 脅迫罪>
- 医療従事者に物を投げつける等の行為をする < 刑法 208 条 暴行罪>
  上記、暴力行為により負傷させる < 刑法 204 条 傷害罪>
- ・ 土下座させたり、謝らせたりする <刑法 223 条 強要罪>
- ・ 正当な理由がないのに院内に侵入し「退去してください」と言っても従わない<刑法 130 条 建造物侵入罪・不退去罪>

※せん妄などの病的体験からの暴力・暴言に関しては当院精神科認知症ケアチームにより対応しています。

なお、病院管理上、録音装置や防犯カメラを一部で設置しております。これらの記録は病院の管理の必要から使用するものであり、原則として外部への提供・開示を予定するものではありません。但し、裁判所・警察署等から提供を求められた場合など、法令に従い、記録されたデータを提供・開示することがあります。安全な医療や療養環境を守るための対応ですが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。